

ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料の在り方

論点整理(案)

令和4年7月

1. ワイヤレス固定電話の接続料原価の範囲について

<事業者からの主な意見>

- **モバイル網に係るコストについては接続料原価の対象外とすることが適切。**
 - 固定電話サービスの維持のため、従来の加入者回線(メタルケーブル)に代えて利用するという目的を踏まえれば、モバイル網に係るコストについては基本料での回収範囲とし、接続料原価の対象外とすることが適切。
- **ワイヤレス固定電話のコア網の設備は接続料原価の範囲とすることが適切。**
 - ワイヤレス固定電話の提供に当たり、NTT東日本・西日本が新たに設置する設備(モバイル網接続用ルータやSIPサーバ等)は、トラフィック量に応じて設備の容量等を決定し、トラフィックの増加に応じた増設が必要なものであることから、接続料原価の対象とすることが適切。
 - ひかり電話やメタルIP電話等と共用するネットワーク設備、ワイヤレス固定電話用SIPサーバ及びFAXサーバ等は、NGNの基本機能として整理が可能なことから、全体費用が上昇しない前提で接続料原価の範囲とすることが適切。
- **接続用ルータ及びオペレーションシステム開発費の取扱いは要検討。**
 - 接続用ルータ及びオペレーションシステム開発費を接続料原価の範囲に含めるかどうかは、これらの機能を明らかにした上で検討することが必要。
- **接続用ルータは接続料原価の対象とするべき。**
 - 接続用ルータは、トラフィック量に応じて設備の容量等を決定し、トラフィックの増加に応じた増設が必要なものであり、また端末回線を直接収容するのではなく、トラフィックを交換伝送するという機能の観点では、加入者交換機や中継ルータに相当するため、接続料原価の対象とすることが適切。
- **ワイヤレス固定電話の導入に伴い「設備運営に係るシステム」の改修は生じない見込み。**
 - ワイヤレス固定電話に係るオペレーションシステムの開発内容は詳細を検討中であるものの、「設備運営に係るシステム」については改修が生じない見込み。

2. ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定方法について

<事業者からの主な意見>

- **ワイヤレス固定電話に係る設備の接続料原価は原則としてLRIC方式により算定すべき。**
 - ワイヤレス固定電話が加入電話の代替として提供されることを踏まえ、ワイヤレス固定電話に係る設備の接続料原価の算定には、加入電話の算定方式を踏襲し、原則としてLRIC方式を適用すべき。
 - ワイヤレス固定電話に係る接続料原価の算定については、効率化のインセンティブを働かせるため、LRIC方式の適用を前提として検討すべき。
- **ワイヤレス固定電話用SIPサーバ及びFAX用サーバについてはLRIC方式による原価算定も含めて検討すべき。**
 - ワイヤレス固定電話に係る機能のうち9次IP-LRICでモデル化されていない機能(ワイヤレス固定電話用SIPサーバ及びFAX用サーバ)については、次期IP-LRICモデルでモデル化することとし、それまでの間は経過措置として、実際費用方式により接続料を算定することが考えられる。
 - 現時点で見込まれているワイヤレス固定電話用SIPサーバ及びFAX用サーバの構築費は相当高額で、更なるコストの低廉化、効率化に向けた検討が必要であり、LRIC方式による原価算定も含めて検討すべき。
- **ワイヤレス固定電話に係る設備のうち既存の固定電話とのネットワーク共用区間については実際費用方式により接続料原価を算定することが適当。**
 - ワイヤレス固定電話に係る設備のうち既存の固定電話とのネットワーク共用区間(IP網移行前における変換装置及び中継ルータ並びにIP網移行後におけるGWルータ及び中継ルータ)については、ひかり電話と共通の設備であり、既に実際費用方式により接続料が算定されている現状を踏まえ、実際費用方式により接続料原価を算定することが適当。
- **ワイヤレス固定電話に係る設備の接続料原価は実際費用方式により算定することが適当。**
 - ワイヤレス固定電話の設備構築・運用にはコスト効率化のインセンティブが自ずと働く。また、ワイヤレス固定電話提供のために新規設置される設備は、競争環境下で構築されたIP網と一体的に構築・運用される。さらに、ワイヤレス固定電話は、実際費用方式で算定されるひかり電話の既存設備を共用する。これらの点を踏まえると、ワイヤレス固定電話に係る設備の接続料原価は実際費用方式により算定することが適当。

2. ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定方法について

<事業者からの主な意見(続き)>

- **ワイヤレス固定電話の導入に伴いLRICモデルに新たなロジックを追加すべき。**
 - ワイヤレス固定電話導入後の加入電話の配線設備の減分設備原価を正しく把握することが必要であり、当該設備原価を算定するLRICモデルに、ワイヤレス化されたメッシュには配線を行わないことを考慮するロジックを追加すべき。
 - IP網への移行後のメタルIP電話及びワイヤレス固定電話の接続料算定に当たっては、メタルIP電話に係る現在の整理も踏まえ、ワイヤレス固定電話の影響(配線設備のコスト減分の反映、ワイヤレス固定電話固有設備の取扱いに係る整理)を考慮した新たなLRICモデルを検討することが適切。
 - ワイヤレス固定電話の導入については、收容局のエリア全てがワイヤレス固定電話に切り替わる場合には当該收容局の加入者交換機等の設備が不要となり、收容局の一部がワイヤレス固定電話に切り替わるケースでもFRTコストやFRT-GC間伝送路コストの低減が考えられることから接続料に影響があると考えられ、次期LRICモデルの検討時には当該ロジックをモデルに追加することが必要。

- **ワイヤレス固定電話を導入してもLRICモデルの改修等は直ちに必要とはならない。**
 - メタルアクセス回線が減少したとしても、ネットワーク設備の設備量が回線エリアに減少することは想定されず、ネットワークに係る接続料原価への影響は限定的と考えられる。また、ワイヤレス固定電話については現時点で面的な導入が想定されていないこと等も考慮すると、LRICモデルの改修等は直ちに必要とはならない。

- **IP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話はメタル電話の需要とみなして接続料を算定することが現実的。**
 - LRIC方式は現実網をそのまま反映することを目的としておらず、また当座はワイヤレス固定電話の適用エリアが限定的であることを考慮すると、IP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話はメタル電話の需要とみなして接続料を算定することが現実的。

2. ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定方法について

<事業者からの主な意見(続き)>

- **ワイヤレス固定電話導入の結果、接続料が上昇して接続事業者の負担が増加することは、認められない。**
 - ワイヤレス固定電話は加入電話のアクセス網部分の効率化を目的に提供されるものであり、導入の結果、接続料が上昇して接続事業者の負担が増加することは、ネットワーク全体の効率化ではなく費用の付け替えにすぎないため、認められない。仮にIP網への移行等の特殊な事情により接続料が上昇する場合には、その負担を後年度に繰り延べる等の措置も検討すべき。
 - ワイヤレス固定電話は、現在のメタル回線による電話よりも効率化することを目的として導入されるものであり、当然、接続料も現状よりも効率化された水準になることを期待している。

3. ワイヤレス固定電話の接続料の設定方法について

<事業者からの主な意見>

- IP網への移行前及び移行後のいずれにおいても、ひかり電話と同一の接続料をひかり電話及びワイヤレス固定電話の双方に適用することが**適当**。
- ワイヤレス固定電話はひかり電話の既存設備を共用する。また、ひかり電話と同一のPOIで、同一の技術的条件で他事業者と接続する。さらに、ワイヤレス固定電話の接続料を単独で設定することには課題がある。これらの点を踏まえると、IP網への移行前及び移行後のいずれにおいても、ひかり電話と同一の接続料をひかり電話及びワイヤレス固定電話の双方に適用することが**適当**。
- IP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話及び加入電話で**単一の接続料を設定することが適当**。
- ワイヤレス固定電話が加入電話の代替として提供されることを踏まえ、IP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話及び加入電話で**単一の接続料を設定することが適当**。
- IP網への移行後は、ワイヤレス固定電話、メタルIP電話及びひかり電話で**単一の接続料を設定することが適当**。
- IP網移行後はメタルIP電話及びひかり電話で**単一の接続料を設定するという現行の整理を踏まえ、IP網への移行後は、ワイヤレス固定電話、メタルIP電話及びひかり電話で単一の接続料を設定することが適当**。

1. ワイヤレス固定電話の接続料原価の範囲について
2. ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定方法について
3. ワイヤレス固定電話の接続料の設定方法について

<委員からの主な意見>

- **設備原価のTS部分は接続料原価の範囲と考えるのもよいのではないか。**
 - 接続料原価の範囲は、基本的にはTSであるか、NTSであるかという観点で考えており、設備原価にTS部分があり、それが合理的に解釈されるのであれば、当該部分は接続料原価の範囲と考えるのもよいのではないか。
- **ワイヤレス固定電話については、TSコストであるから無条件に接続料原価の範囲に含めると判断してよいかは疑問。**
 - ワイヤレス固定電話の接続料原価の範囲について、ワイヤレス固定電話の位置付けを考えると、TSコストであるから無条件に接続料原価の範囲に含めると判断してよいかは疑問。
- **ワイヤレス固定電話の基本料原価の範囲については、加入電話での考え方に合わせる事が整合的。**
 - ワイヤレス固定電話は加入電話のアクセス回線の置き換えとして携帯電話網を用いており、従来の基本料原価/接続料原価の整理の際とは少し事情が異なる。ワイヤレス固定電話と加入電話で基本料原価の範囲の考え方が異なる場合、少し不自然なことになり得る。
 - ワイヤレス固定電話は限定的な地域で加入電話に替わり提供されるものであるため、基本的には加入電話での考え方を踏襲することが考えられ、基本料原価の範囲についても加入電話での考え方に合わせる事が整合的。
- **ワイヤレス固定電話については、コア網を含めた全体でのコスト削減効果を確認することが必要。**
 - ワイヤレス固定電話については、携帯電話網に置き換えるアクセス網だけではなく、コア網を含めた全体でのコスト削減効果を確認することが必要。
 - ワイヤレス固定電話は固定電話網の効率化を進めるという観点から活用が望まれるが、導入開始から10年後の導入回線数が10万回線と非常に少数しか見込まれておらず、初期投資費用の発生や9年間という減価償却期間を考えると、コストパフォーマンスが心配。

1. ワイヤレス固定電話の接続料原価の範囲について
2. ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定方法について
3. ワイヤレス固定電話の接続料の設定方法について

<委員からの主な意見(続き)>

- **ワイヤレス固定電話については、接続料原価部分のコスト削減インセンティブが十分であるかが一つの論点。**
 - 接続料の算定方法についての本質的な論点は、より効率的、合理的な算定方法は何かということだと考える。ワイヤレス固定電話について、携帯電話網に置き換えるアクセス網部分のコスト削減インセンティブは十分であろうが、接続料として他社が負担する部分のコスト削減インセンティブが十分であるかが一つの論点であり、この観点からLRIC方式の適用という意見が出ていると考える。
- **ワイヤレス固定電話の導入により接続料が上昇することは問題であり、接続料に上限を設けるといった対応が必要。**
 - ワイヤレス固定電話の導入によりNTT東日本・西日本のコスト削減効果が拡大していく一方で、接続事業者が負担する接続料が10年以上にわたり導入前よりも高くなることは問題であり、今までの接続料の考え方をベースに、接続料が上がることのないような対応が必要。
 - 加入電話の置き換えとして例外的にワイヤレス固定電話を導入するのであるから、そのことに対しての追加コストが接続事業者に対して接続料という形で課されることは問題。
 - ワイヤレス固定電話について、接続事業者が負担する接続料原価部分に対しても効率化を求めるための方法としては、LRIC方式による接続料の算定も考え得るが、ワイヤレス固定電話導入前と同じ接続料とすることでさらに効率化の努力を促すようなメカニズムも必要と考える。
 - NTT東日本・西日本のコスト削減を目的としたワイヤレス固定電話の導入により接続事業者が負担を強いられるとすると、これは典型的な外部不経済であり、それも金銭的な形で生じるものと解釈できる。外部不経済は内部化すべきであり、設備構成によらず接続料に上限を設ける等の対応が必要。SIPサーバやFAXサーバ等の開発費が非常に高額であることが、このような外部不経済の原因であると考え。
 - ワイヤレス固定電話の接続料の算定方法について、IP網への移行期間中は現行の加入電話の接続料を維持するという考え方は、非常に現実的であると考え。IP網への移行後においても、ワイヤレス固定電話の導入回線数が依然限定的であることを踏まえれば、ワイヤレス固定電話の導入に伴い接続料が上昇するリスクは避けられないのではないかと考える。
 - 利用者料金が現在の料金から大幅に変わることがないようにすべきであり、この観点からも、ワイヤレス固定電話を加入電話と同等とみなすという接続料の計算方法は妥当と考える。

1. ワイヤレス固定電話の接続料原価の範囲について
2. ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定方法について
3. ワイヤレス固定電話の接続料の設定方法について

<委員からの主な意見(続き)>

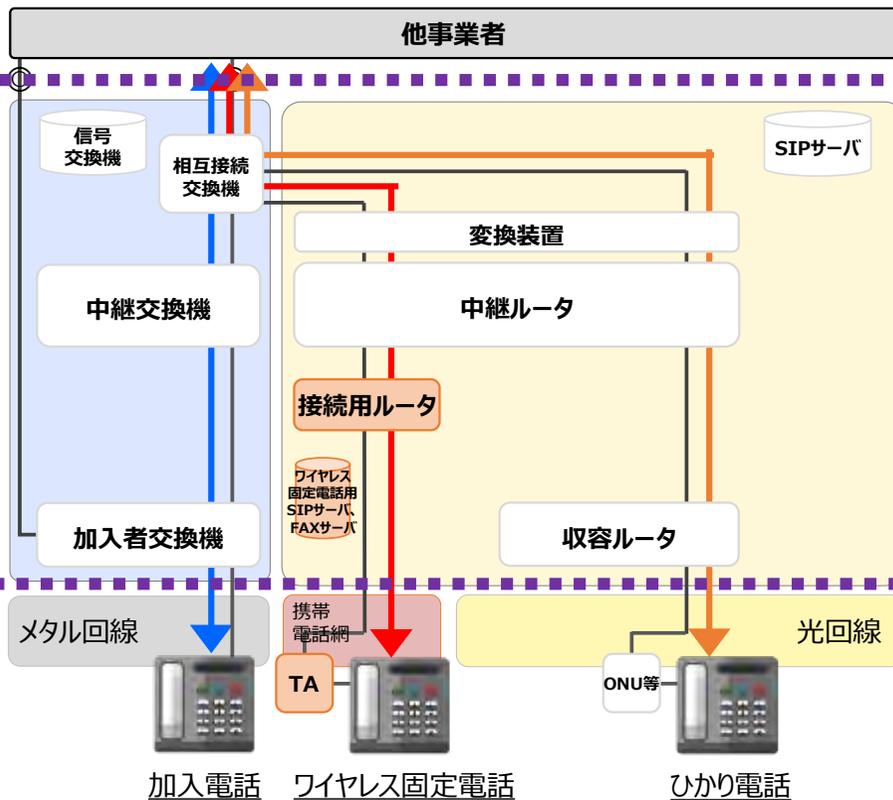
- **ワイヤレス固定電話の導入に伴い、これを反映した新たなLRICモデルを構築するという提案は、少し大きさに感じる。**
 - ワイヤレス固定電話の導入に伴い、これを反映した新たなLRICモデルを構築するという提案は、少し大きさに感じる。一方、過去の経験からすると、NTT東日本・西日本によるコスト削減努力に疑問がないわけではなく、この観点から、難しさはあるだろうが、設備単価の提案を他事業者から募ることも考え得る。
 - ワイヤレス固定電話の導入を反映した新たなLRICモデルを構築したとしても接続料が上昇してしまう可能性はあり、この際、新たなLRICモデルの構築ではなく、接続料に上限を設けるという対応の方が、素直で簡便ではないか。

1. ワイヤレス固定電話の接続料原価の範囲について

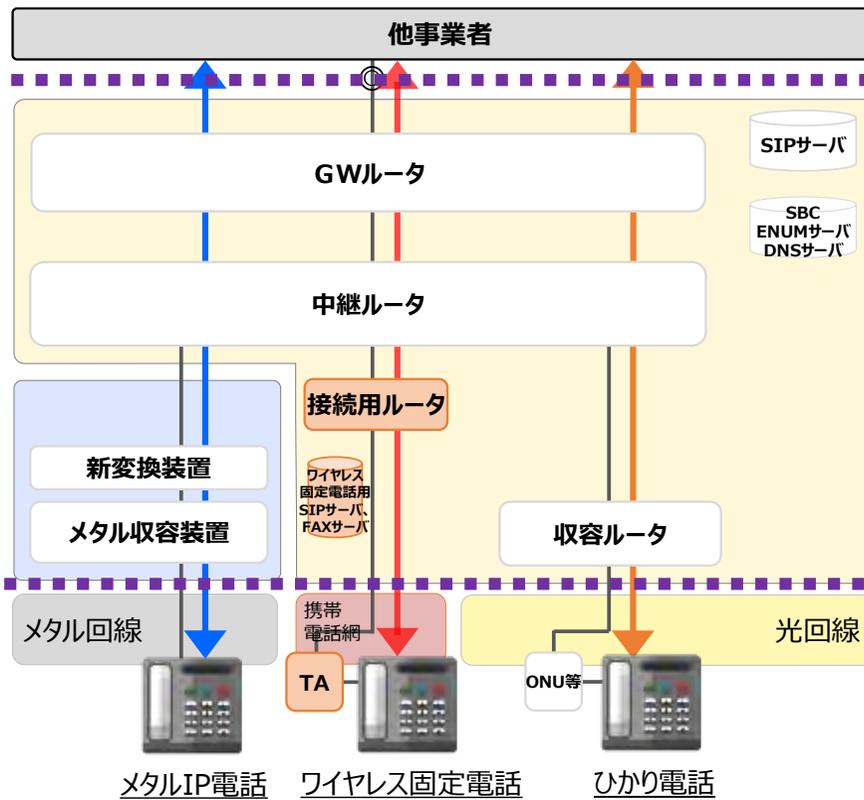
- 加入電話では、現在、通信量に依存しないコストを基本料での回収範囲とすることが原則とされており、アクセス網部分が基本料に対応する設備となっている。
- ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本が、例外的な場合に限定して、卸役務方式により役務提供を受ける携帯電話網等※により加入電話のアクセス網部分を代替し提供するサービスである。
 - ※ NTT東日本・西日本が卸役務方式により役務提供を受ける携帯電話網(SIMカードを含む。)及びNTT東日本・西日本が設置するTA。
 - ※ NTT東日本・西日本は、加入電話のアクセス網部分を代替する携帯電話網等をNGNに接続するため、NGNを終端する装置として、東日本及び西日本の中継ルータ配下に各2ヵ所、音声通信用接続用ルータ及びデータ通信用接続用ルータを設置することとしている。
- 現在、加入電話のアクセス網部分が基本料に対応する設備となっていることを踏まえれば、ワイヤレス固定電話の設備のうち、加入電話のアクセス網部分を代替するために利用される携帯電話網等についても、基本料に対応する設備とみなすことが適当ではないか。
- また、ワイヤレス固定電話の設備のうち、加入電話のアクセス網部分を代替する携帯電話網等以外のコア網の設備(新規に設置されるワイヤレス固定電話用SIP サーバ等、ひかり電話と共用される中継ルータ等並びに加入電話及びひかり電話と共用される相互接続交換機)は、音声通信用接続用ルータ及びデータ通信用接続用ルータを含め、その費用が通信量に依存するコストとなっており、接続料原価の範囲とすることが適当ではないか。

■ 固定電話（加入電話/メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話）の設備構成と接続料原価の範囲

IP網への移行期間中（接続ルート切替前）の設備構成



IP網への移行後の設備構成



接続料原価の範囲

2. ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定方法について

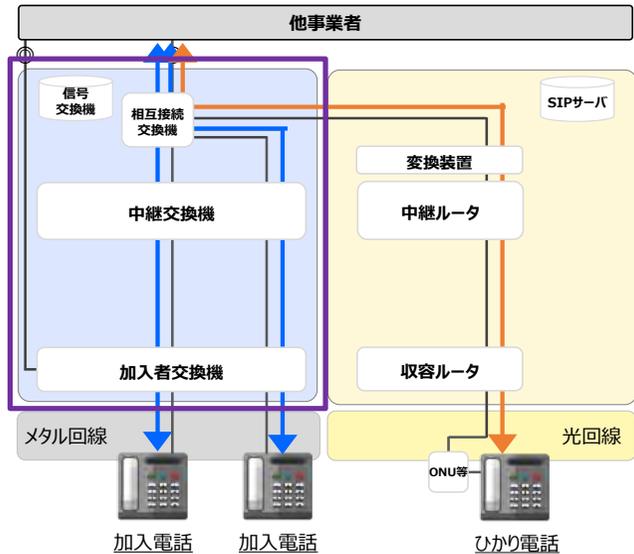
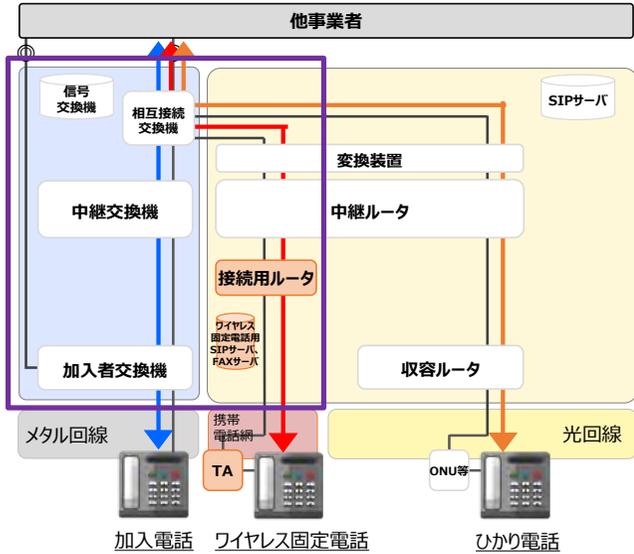
- 現在、PSTNに係る機能の接続料原価の算定にはLRIC方式が、NGNに係る機能の接続料原価の算定には将来原価方式が適用されている。また、情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」(令和3年9月)において、IP網への移行後は、メタル収容装置及び変換装置により提供されるメタルIP電話の収容に係る機能等の接続料原価の算定にはLRIC方式を、NGNに係る機能の接続料原価の算定には当面は将来原価方式を用いることが適当とされたところ。
 - ワイヤレス固定電話の接続料原価の範囲となる各設備の性質に着目し、上記の整理も参照すると、各設備の原価の算定方法は以下のとおり考えられるのではないか。
 - ・ 相互接続交換機は、PSTNを構成する設備群の一部であり、加入電話及びひかり電話とも共用されているところ、その原価の算定は、非効率性の排除等を行うため、加入電話及びひかり電話での利用の際と同様に、LRIC方式により行う。
 - ・ 中継ルータ、旧変換装置、GWルータ、SBC、ENUMサーバ及びDNSサーバは、NGNを構成する設備群の一部であり、ひかり電話とも共用されているところ、その原価の算定は、ひかり電話での利用の際と同様に、まずは将来原価方式により行う。
 - ・ 音声通信用接続用ルータ、データ通信用接続用ルータ、ワイヤレス固定電話用SIPサーバ及びFAXサーバは、新規に構築され、ワイヤレス固定電話のみで用いられるIPベースの設備であることを踏まえると、その原価の算定は、NTT東日本・西日本がその構築及び維持を十分効率的に行うことを前提として※、まずは将来原価方式により行う。
- ※ NTT東日本・西日本は、これら設備の構築及び維持を効率的に行う旨説明しているところ、その効率性の実態については、今後注視していくことが必要。

- 上記の算定方法により、一定の仮定の下、ワイヤレス固定電話及び加入電話/メタルIP電話の接続料原価を試算すると、ワイヤレス固定電話導入開始時から少なくとも10年間は、ワイヤレス固定電話の接続料原価及び加入電話/メタルIP電話の接続料原価の合計が、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合(導入済みのワイヤレス固定電話が加入電話/メタルIP電話であると仮定した場合)の加入電話/メタルIP電話の接続料原価を上回ることが見込まれる。
 - ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本の自己設置設備による電話サービスの提供を基本としつつ、電話サービスの提供が極めて不経済となる場合等に、NTT東日本・西日本による役務提供の効率化を可能とするために制度化されたものがある。このような制度趣旨を踏まえると、ワイヤレス固定電話が導入された結果、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合と比べて、接続事業者の負担が増大することは適当ではないのではないか。
 - したがって、電話網のIP網への移行後(令和7年1月以降)は、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当ではないか*。
- * 接続事業者の負担の増大を回避する方法としては、電話網のIP網への移行前後を問わず、接続料原価の増分に係る負担を後年度に繰り延べる方法も考え得る。ただし、同方法をとる場合、ワイヤレス固定電話の導入開始時から少なくとも10年間は接続料原価の増分の発生が見込まれることを踏まえると、繰り延べ期間が長期に及ぶと想定されることから、同方法をとることは適当とは考えられないのではないか。

■ 接続料原価の比較イメージ (IP網への移行期間中(接続ルート切替前)の設備構成の場合)

ワイヤレス固定電話及び加入電話の接続料原価の合計

ワイヤレス固定電話が未導入とした場合の加入電話の接続料原価



※ ワイヤレス固定電話の導入により、アクセス回線部分は効率化
(ドライカッパ接続料が減少(概算で▲14円/回線・月))



NTT東日本・西日本説明資料から
事務局作成

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
年経費 (億円)	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	4.0
①SIPサーバ	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	2.9
②FAXサーバ	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	0.9
③ルータ	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
固定電話の接続料原価	▲0.1	▲0.2	▲0.3	▲0.5	▲0.9	▲1.3	▲1.7	▲2.1	▲2.5	▲2.9

※ 固定電話の接続料原価については、資本コスト等を除く

■ ワイヤレス固定電話導入に伴うコスト削減効果 第61回接続政策委員会 NTT東日本・西日本説明資料(訂正後) から抜粋

質問 1 - 2

質問 1 - 1 で回答いただいた導入スケジュールに対応する形で、ワイヤレス固定電話の導入に伴うコスト削減効果（メタル回線の維持やメタル回線の再敷設又はメタル回線の代替としての光回線の提供に係るコストとワイヤレス固定電話の導入に係るコストの差分）の年次推移を、基本料回収部分と接続料原価部分に区分して定量的にお示しください。なお、質問 1 - 1 において、仮に現時点で具体的な導入スケジュールをお示しいただくことが困難な場合、本問においては、導入スケジュールに一定の仮定を置いた上で、削減効果の年次推移を予測・試算し、お示しください。

回答 1 - 2

委員限り

- 回答1-1の通り、現時点では、応札事業者の提案内容を精査している段階であり、モバイル事業者との契約締結に向けた諸条件の調整中ですが、今後、それらを踏まえ、具体的な提供対象エリア等の検討を行う予定です。
- なお、前回ご提示した包括的検証の議論におけるコスト試算について、モバイル網の調達に係る応札事業者の提案額や当社設備の開発に要する費用等を精査の上、同様の前提で改めて算定した場合、提供開始後10年目で 億円のコスト削減効果が見込まれることとなります。
- 上記の算定においては、「①メタルケーブルの新設・維持に要する費用」と「②ワイヤレス固定電話の提供に要する費用」の差分（②－①）をワイヤレス固定電話の提供によるコスト削減効果としており、提供開始後3年目で1万回線、10年目で10万回線の需要を想定しております。

(単位：億円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
コスト削減効果 (②－①)										

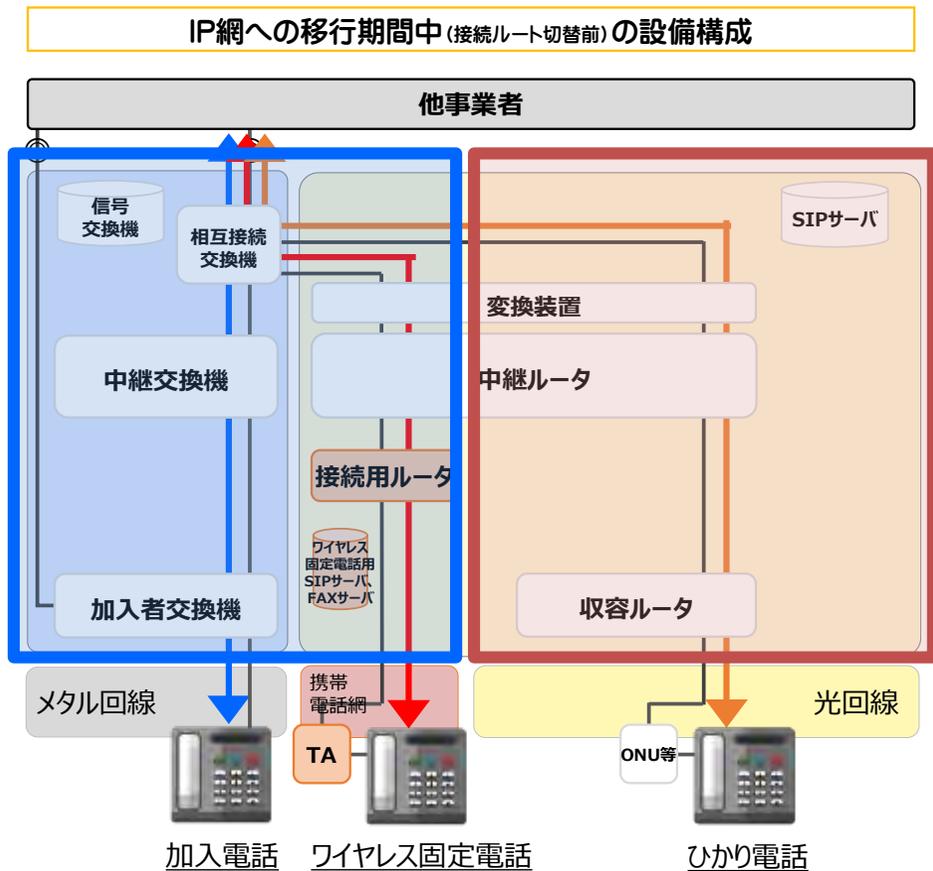
※ コスト削減の効果をマイナスで表記

- また、電話網のIP網への移行期間中(ワイヤレス固定電話導入開始時から令和6年12月まで)においても、IP網への移行開始前・移行完了後の網を各々想定して、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが考えられるのではないか。
- ここで、前述の試算では、電話網のIP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話の導入回線数のごく限定的であるため、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価が、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を上回ることが見込まれる。また、電話網のIP網への移行期間中の加入電話/メタルIP電話の接続料原価は、IP網への移行開始前・移行完了後の網を各々想定して算定する必要があり、接続料原価の比較には相応のコストを要する。これらのことを踏まえると、電話網のIP網への移行期間中は、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当ではないか。
- なお、これらの原価算定に当たっては、上記の各設備の性質に着目した算定方法をとることが適当ではないか。また、これらの原価算定を行うために、ワイヤレス固定電話の導入回線数実績値等を毎年度把握することが必要ではないか。さらに、ワイヤレス固定電話提供開始後の接続制度の見直しの必要性に係る検討に資するように、一定の規模でワイヤレス固定電話が導入されるまでの間、NTT 東日本・西日本によるワイヤレス固定電話導入に係る計画の策定状況及び当該計画の進捗状況を確認することが必要ではないか。

3. ワイヤレス固定電話の接続料の設定方法について

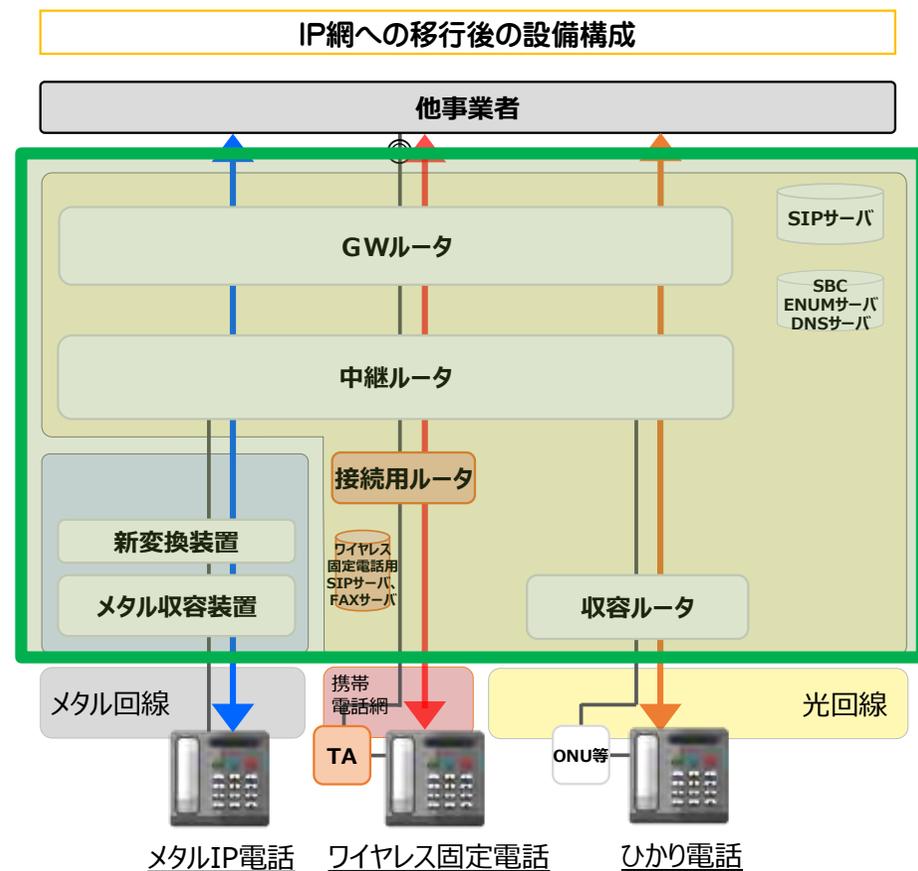
- 情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」(令和3年9月)において、電話網のIP網への移行後のメタルIP電話及びひかり電話の接続料は、両電話の提供に際して多くの設備が共用されること、また両電話の品質が類似していること等を踏まえ、同一の接続料として算定することが適当とされたところ。
- 電話網のIP網への移行後、ワイヤレス固定電話は、携帯電話網を通じて、メタルIP電話及びひかり電話と同様にNGNに収容され、他事業者との相互接続点もメタルIP電話及びひかり電話の相互接続点と同一となる等、接続料原価の範囲となる設備の多くをメタルIP電話及びひかり電話と共有し、両電話と類似した設備構成をとる。また、ワイヤレス固定電話は、メタルIP電話及びひかり電話と同様に0AB-J番号を使用し、両電話と類似した品質で提供される。これらの点を踏まえると、電話網のIP網への移行後、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当ではないか。
- 電話網のIP網への移行期間中、加入電話/メタルIP電話とひかり電話の接続料は個別に算定することとされている。ワイヤレス固定電話が加入電話/メタルIP電話を一部置き換える形で導入されるものであること、また電話網のIP網への移行期間中、ワイヤレス固定電話の接続料原価について、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定し、加入電話/メタルIP電話の接続料原価の一部とみなして算定することを考えていることを踏まえると、電話網のIP網への移行期間中、ワイヤレス固定電話の接続料は、加入電話/メタルIP電話と同一の接続料として算定することが適当ではないか。

■ 固定電話(加入電話/メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話)の接続料の設定方法



加入電話、ワイヤレス固定電話で
単一の接続料

ひかり電話の接続料



メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話で単一の接続料